補足説明資料

○設計業務委託特記仕様書及び現場説明書を参照し、計画を行うこと。

設計業務委託特記仕様書 (令和7年4月改訂)

I.業務概要

1	業務名称	(仮称)上長尾住宅建替事業設計・施工一括提案(実施設計)
2	敷地の場所	福岡市南区西長住1丁目275番3
3	敷地面積	1,681,39 m ²
4	地域地区等	都市計画区域 [■内□準□外] 用途地域 [第一種中高層住居専用地域] 市街化区域 [市街化区域内] その他地域、地区 [法22条区域、第一種15m高度地区]
5	団地の条件	

※令和6年国土交通省告示第8号別添二に基づく建築物の類型及び用途等は第6号第1類に該当

(1) 構造 鉄筋コンクリート造、若しくは鉄骨造 (2) 階数 提案内容による

(3) 棟数・戸数 1棟、30戸以上

(4)延べ面積 提案内容による

※型別供給は次表による

型別	住戸面積	戸数
1 LDK	4 0 m²以上	15戸程度
2 L D K	5 0 m²程度	15戸程度

- ※(1)~(4)は提案内容による。
- (5) その他の施設 [自転車置場 (100%以上)、平面駐車場 (90%以上)、ごみ置場、等]
- (6) 工事内容 [建替工事]
- 6 解体設計範囲(1棟)
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造 (2) 階数 地上5階
 - (3) 棟数・戸数 1棟(寄宿舎)
- (4)延べ面積 約1,600㎡
- (5) その他の施設 [ごみ置場]
- (6) 工事内容 [本体解体工事、外構構造物撤去工事、敷地整地工事]
- 7 設計与条件

設計与条件は次による。

- ・令和7年度福岡県住宅供給公社賃貸住宅(仮称)上長尾住宅設計・施工一括提案要求水準書
- 8 履行期限:令和9年3月31日(水)
 - ○公社担当職員

建築:建設計画課 tel:092-781-8015 fax:092-781-8540 電気:保全事業課 tel:092-781-8019 fax:092-781-8540 機械:保全事業課 tel:092-781-8019 fax:092-781-8540

Ⅱ.業務仕様

- 1. 適用の範囲
- (1) 特記事項の適用範囲は以下による。
- (2) 重要事項説明

重要事項(建築士法)に関する説明については、契約書提出時に行うものとする。ただし、重要事項説明 書への押印は不要とする。

- 2. 業務主任技術者の資格要件
 - 業務主任技術者の資格要件は次による。
 - ■建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士
- 3. 設計業務の範囲

設計業務は一般業務、追加業務とし、内容及び範囲は次による。

- (1) 一般業務
 - 一般業務の内容は、以下による。

基本設計

□建築(総合)基本設計 □建築(構造)基本設計 □設備(電気)基本設計 □設備(機械)基本設計

実施設計

- ■建築 (総合) 実施設計 ■建築 (構造) 実施設計 ■建築 (解体) 実施設計 ■設備(電気)実施設計 ■設備(機械)実施設計 ■設備(解体)実施設計
- (2) 追加業務
 - □積算業務(工事費內訳明細書、積算数量算出書、見積検討·見積収集等)
 - ■概略工事工程表の作成
 - □概算工事費の算出
 - ■地質調査の実施
 - ■建築基準法第18条に基づく計画通知の作成及び申請手続業務
 - ※計画通知の審査手数料は委託者の負担とする。(計画通知・中間検査・完了検査及び省エネ適 合性判定手数料)

※構造計算適合性判定手数料は含まない。

構造計算適合性判定の予定

(計画する構造形式による)

建築物エネルギー消費性能適合性判定の予定 (有)

- ■住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る設計住宅性能評価書の作成及び手続き業務
 - ※性能評価申請の申請手数料は受託者の負担とする。

※評価項目及び目標等級については、委託者からの指示による。

概要:省エネルギー対策(断熱等性能等級5・一次エネルギー消費量等級6)、

重量床衝擊音対策(等級2)、透過損失等級(外壁開口部)(等級2)、劣化対策(構造 躯体等)(等級3)、維持管理対策(専用・共用配管)(等級2)、ホルムアルデヒド 対策(内装)(等級3)、高齢者等配慮対策(専用部分・共用部分)(等級3) 評価対象戸数 9 戸

■BELS評価書の作成及び手続き業務

※評価申請の申請手数料は受託者の負担とする。

- □都市計画法第29条、第34条の2に基づく開発協議に係る業務(開発許可不要等証明申請手続き を含む-規則第60条)及び第37条に基づく建築等承認に係る業務(関係機関との協議・手続き 業務、協議・検討資料、申請図書(別途委託する造成設計に係る図書を除く)及び打合せ議事録 の作成、申請図書(別途委託する造成設計に係る図書を含む)の取りまとめ)
 - ※開発不要証明書が必要となった場合は、その証明手数料は委託者の負担とする。

なお、下記図面等の作成は、造成設計がある場合のみ別途委託する造成設計で行う。

- 造成計画平面図
- 造成計画断面図
- ・道路に関する排水縦断面図

- 切盛分布図
- 排水流域図
- 構造計算書、安定計算書
- ■盛土規制法
- ■日影図
- ■バリアフリー関連計画の資料作成、検討業務
- ■景観関連計画の資料作成及び申請手続業務
- □建築基準法第86条に係る区域変更申請手続業務
- □CASBEEによる評価に係る資料作成、検討業務及び申請手続業務
- ■住宅金融支援機構建設融資申請に係る資料作成業務

※建設融資申請手数料は受託者の負担としない。

- □電波障害発生検討書の作成
- □電波障害現地調査 調査点数 : 点
- □建設予定建物の敷地の平面的形状(既存建物や敷地境界との関係を含む)及び高低差について確 定する調査
- □立地適正化計画の届出業務

(参考:R4年7月現在、北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、筑後市、 行橋市、宗像市、那珂川市、八女市、鞍手町、遠賀町 が計画策定・公表済)

- □土壌汚染対策法による土地の形質の変更届出に係る資料作成
- □設計意図伝達業務に係る資料作成業務
- □石綿含有建材の事前調査報告書作成
 - ※本調査は、工事の工期及び予定価格を正確に把握するために行うものである。なお、当該調査結果は、工事請負者が行う事前調査(大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15第1項及び石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第3条第1号に基づく調査)の効率化を図るため、工事請負者に提供する。
- □内外壁仕上げ(下地調整材・仕上塗材等)中の石綿含有分析調査(定性分析) <u>各住棟 n 箇所</u>(分析箇所は設計担当者と協議の上決定すること。)
- □太陽光発電設備の設置に係る検討業務

4. 成果物

(1) 成果物は表-1による。

建築(総合) 実施設計:表-1(1) 建築総合

建築(構造) 実施設計:表-1(2) 建築構造

設備(電気)実施設計:表-1(3)電気設備

設備(機械) 実施設計:表-1(4)機械設備

建築(解体)実施設計:表-1(5)建築総合

設備(解体)実施設計:表-1(6)電気設備、(7)機械設備

(2) 提出図書の部数、体裁は表-2による。

実施設計(解体以外)の提出図書:表-2 (1)提出物(実施設計(解体以外))

実施設計 (解体) の提出図書 :表-2(2)提出物 (解体 実施設計)

5. 業務の実施

(1) 一般事項

実施設計業務は、提示された設計与条件により行う。

- (2) 適用基準等
 - a. 適用基準は、常に最新版を使用すること。
 - b. その他必要な資料等は、公社の指示による。
- (3) 打合せ及び記録

設計業務を適正かつ円滑に実施するため、業務主任技術者と公社担当職員は常に密接な連絡をとり、 業務の方針、疑義等を正すものとし、その内容については、<u>その都度、受託者が書面(打合せ記録簿)</u> に記録し、相互に確認しなければならない。 なお、打合せ時期については、原則月1回、建築、設備、造成全体で行うこととし、その他必要に応じて行うものとする。

- a.業務着手時
- b. 建築・設備全体打合せ(月1回程度)
- c. 配置図、平面図、立面図、矩計図等基本図面の完成時
- d. 各種関係機関との協議時
- e. 公社担当職員または業務主任技術者が必要と認めたとき

6. その他注意事項

- ・工事・住民動線及び工事ヤード等の仮設計画にも留意し、工程上支障が無いような計画を立てること。
- ・全ての計画について各種法令・基準等に適合するものとすること。また、各種法令等に基づく届 出等が必要な場合は準備期間・申請期間を考慮し、全体工程表に反映させること。
- ・既設設計図書・施設資料等を参考に、現況調査を綿密に行うこと。
- ・適切な仮設計画及び工事工程の検討を行うこと。

7. 成果物の提出場所 福岡県住宅供給公社

Ⅲ 付 表

表-1 成果物(実施設計)

(1)建築総合

	1) 娃	製総合	1	·
		成果物	縮尺	摘要
		■ 図面目録		
		■ 特記仕様書		(県様式使用)
		■ 施工区分表		建築、電気、機械の施工区分の明記
		■ 敷地面積表	1/200、1/300	敷地狭小の時1/100、広大な時別途指示
		■ 敷地案内図	1/2,500	地域、地区を記入
		■ 現況配置図	1/200、1/300	敷地狭小の時1/100、広大な時別途指示
		■ 配置図	1/200、1/300	敷地狭小の時1/100、広大な時別途指示
		■ 仮設計画図	· ·	敷地狭小の時1/100、広大な時別途指示
		■ 求積図	1/200	算式、集計表、各階床面積、建築面積、 建築基準法、公営住宅法(様式は別途指示)
		■ 仕上表		仕上区分を明確にする
		■ 平面図(各階)	1/100	ドレン、勾配流れ及び目地等を記入
		■ 立面図	1/100	4面共
		■ 断面図	1/100	2面以上
		■ 床伏図	1/50、1/100	各階
		■ 天井伏図	1/50、1/100	各階、設備開口位置記入
建	一般	■ 屋根伏図	1/100	ドレン、勾配流れ及び目地等を記入 屋根面積による樋の本数計算書
建築		■ 平面詳細図	1/20、1/50	同一平面でない限り各部分全て
総総		■ 股別區	1/30、1/50	特に不要と認められる場合以外は、各室各面、 階数等の異なる場合その各々について
合)	業		1/20, 1/30	立面、階数等の異なる場合その各々について
	務	■ 階段詳細図	1/20、1/30	各階段共
		■ 各部詳細図	1/20、1/30	各部必要のある箇所
		■ 建具キープラン	適宜	平面図兼用不可
		■ 建具表	1/30、1/50	記号、寸法、材質、金物、仕上ガラス、その他記入
		■ 屋外施設設計図	1/100、1/200	施工区分明記
		■ 排水計画図	1/30、1/50	配置平面の各排水施設(排水レベル含む)、 施工区分 排水面積区画、排水計算書
		■ 外構詳細図	1/5~1/50	
		■ ユニットバス詳細図	1/10	各タイプ毎
		■ 断熱材平面図	1/100、1/200	各階、ピットの見上げ、見下げ、屋根伏
		■ 断熱材断面図	1/100、1/200	2面以上
		■ その他詳細図	1/20、1/30	新旧取合せ箇所等、屋外工事等
		■ 内装パネル図	適宜	仕様書、仕上表、内装材リスト図、内装材標準詳細図、各タイプ割付図
		■ 住戸間取り図		住戸タイプ別に作成(発注用図面とは別に納品のこと)
		■ 打合せ議事録	A4版	
		■ 設計方針書	A4版	工種ごと
		■ 関係法令適合チェックリスト	適宜	建築基準法、消防法等

	1				
		■日影	図		
		口 工事	費内訳明細書		金額入り、金額抜き
		□ 積算	数量算出書、集計表	A4版	
		□見積	書	A4版	3者見積を原則とし、項目(材料費、労務費、運搬費、消耗材料費、諸経費(元請け諸経費は含まない))、現場労働者に関する法定福利費の別を明示した上で収集すること。
		□ 見積	比較表	A4版	3者比較
		■ 概略	工事工程表		
		■ 計画	i通知関連図書		資料作成•届出
		■ 住宅	性能評価関連図書		資料作成·届出
	追	口 防災	計画評定計画書		
	加	口 防災	性能評定計画書		
	業	■ 省工	ネ法関係計画書		資料作成•届出
建	務	■ バリ	アフリー関連計画書		資料作成·届出
(築)		■ 景観	関連計画書		資料作成·届出
総		□ CAS	BEE評価関連図書		資料作成•届出
合		□ 特別	調査報告書		
			含有の有無に関する事 査結果報告書		採取場所を明示した各階平面図、定性分析試験報告書他
		□ ダイ:	オキシン調査報告書		分析調査資料添付
		□ РСВ	調査報告書		
		□ 敷地	測量報告書		
		■ 地質	調査報告書		
		-	他調査、検討、計画資料		上記以外の追加業務にかかる資料及び補足資料等
		□ 総合 課題	:評価方式にかかる 提案等資料		
	□ 設計意図伝達書				
			意図伝達資料一式		建築構造、設備設計(一括の場合)を含む。
		その他			
			許可申請にかかる資料		
		□開発	許可不要証明		

[※]チェックのあるものを適用する。

表-1 成果物(実施設計)

(2)建築構造

			成果物	縮尺	摘要
		実加	施設計書		※平成19年6月20日施行改正建築基準法・建築 士法及び関係政省令により必要となる図書を含
			構造特記仕様書		(県様式使用)
			構造設計図書		
			■ 構造設計標準仕様書		
			■ ボーリング柱状図		
			■ 特殊基礎特記仕様書		
			■ 杭、基礎伏図	1/100	杭の規格、本数、長さ、位置 通り、記号、ピット位置、X, Y方向明記
			■ 各階伏図	1/100	通り柱、梁、床版、壁記号、X,Y方向明記
			■ 基礎配筋図	1/20、1/50	簡単な場合基礎伏図の一部利用も可
			■ 各通軸組図	1/100、1/200	通り柱、梁記号
	_		■ 梁貫通伏図	1/100、1/200	スリーブ径・人通口径、貫通位置、貫通孔補強要領
,,,	般		■ 柱梁断面リスト	1/20、1/50	柱にはX,Y方向明記
建築(業		■ スラブ壁梁断面リスト	1/20, 1/50	スラブは上下、端部、中央の別が分かるもの 開口補強要領図
1	76		■ 各階平面配筋図	1/30	
構造)	務		■ 加工配筋図	1/20、1/50	特に指示無き場合X,Y方向共1~2種床版
			■ その他配筋図	1/20、1/50	壁、階段、パラペットその他配筋図及びリスト
			■ 配筋基準図		(県様式使用)
			■ 各部断面図		
			■ 標準詳細図		
			■ その他各部詳細図		
			構造計算概要書		
			構造計算書		
			その他計算書		基礎検討書等
			打合せ議事録	A4版	
	追		調査、検討、計画資料		上記以外にかかる資料及び補足資料等
	垣加業務		構造評定等申請図書		評定書等を含む。

[※]チェックのあるものを適用する。

表-1 成果物(実施設計)

(3)電気設備(建築工事と一括発注の場合、重複図面は除く。)

			成果物	縮尺	摘要
		実施			
		= 4			県指定(電気·昇降機·電波障害防除)
		■ #	施工区分表		
		■ ∮	敷地案内図	 適宜	
			配置図	1/200, 1/300	
		I 1	各系統図	適宜	幹線及び盤間
		I 1	各結線図	適宜	単線結線図、展開結線図(制御系統)
	_		受変電操作盤関係図	1/10~1/50	主要機器配置図姿図、盤面配置ピット図等
	般	1	各幹線平面図	1/50,1/100	電灯、動力、弱電、その他
	川又	I 1	各電灯・コンセント平面詳細図	1/10~1/50	配線、配管、配置、その他施工仕様
	業	I	照明器具姿図	1/2~1/10	特記させるものに限る
	務	I 1	各弱電平面図	1/50,1/100	火報、放送、電話、インターホン、共聴、防災その他
		I 1	各弱電系統図	適宜	同上
			屋外付帯設備関係図	1/10~1/200	配管配線、配置、架線、装柱、布設ピット、マンホール
電気		■ ²	その他設備関係図	適宜	自家発、避雷、構内交換、電気時計、中央監 視、防犯、昇降機、搬送機、迂回工事、仮設工
気設		I 1	各種計算書		照度、幹線、変圧器その他
備			設計計算書		受変電、弱電、防災、幹線その他
		= 3	実施設計チェックリスト		
		■ 3	打合せ議事録	A4版	関係部署、官公庁及び建築、機械との取合い
			計画通知関連図書		資料作成·届出
			工事費内訳明細書	電子データ	営繕積算システムRIBC2((一財)建築コスト管理システ ム研究所)による
			積算数量算出 書	A4版	
	追	<u> </u>	見積書	A4版	3者見積を原則とし、項目(材料費、労務費、運搬費、消耗材料費、諸経費(元請け諸経費は含まない))の別を明示した上で収集すること。
	加	□ ᡮ	概略工事工程表		
	業	I 2	省エネ法関係計画書		資料作成•届出(届出書等添付)
		1	各種条例等届出書		資料作成•届出(届出書等添付)
	務		電波障害調査報告書		測定点 3点
			中長期保全計画書		LCCO2
		I	その他調査、検討、計画資料		上記以外にかかる資料及び補足資料等
		│□ ॄ	石綿含有の有無に関する事 前調査結果報告書		採取場所を明示した各階平面図、定性分析試 験報告書他
		╽╜┇	総合評価方式にかかる 課題提案等資料		
		設計	意図伝達書		T
			設計意図伝達資料一式		

[※]チェックのあるものを適用する。

表-1 成果物(実施設計)

(4)機械設備(建築工事と一括発注の場合、重複図面は除く。)

			成果物	縮尺	摘要
		実	施設計書		
			図面目録		
			特記仕様書		県指定(空調・給排水衛生がス・浄化槽)
			施工区分表		
			敷地案内図	適宜	
			配置図	1/200、1/300	
	_		系統図	適宜	
	4-		機器一覧表	適宜	
	般		平面図、立面図、断面図	1/100、1/200	各種配管、ダクト、自動制御その他
	業		詳細図	1/10~1/50	機械室、便所、各機器廻り複線その他
	務		屋外付帯設備関係図	1/10~1/200	配管、配置、布設ピット、マンホール
	177		その他設備関係図	適宜	排煙、厨房機器、ガス、屎尿浄化槽、さく井、特殊、迂回工事、仮設工事その他
			各種計算書		給水、消火、空調負荷、換気、受水槽その他
			設計計画書		給排水、給湯、揚水、消火、熱源、冷温水、ダク トその他
機			実施設計チェックリスト		
械設			打合せ議事録	A4版	関係部署、官公庁及び建築、電気との取合い
備			計画通知関連図書		資料作成•届出
			工事費内訳明細書	電子データ	営繕積算システムRIBC2((一財)建築コスト管理システム研究所)による
			積算数量算出書	A4版	
	追加		見積書	A4版	3者見積を原則とし、項目(材料費、労務費、 運搬費、消耗材料費、諸経費(元請け諸経費 は含まない))の別を明示した上で収集するこ
	ЛΠ		概略工事工程表		
	業		省エネ法関係計画書		資料作成・届出(届出書等添付)
	務		各種条例等届出書		資料作成・届出(届出書等添付)
			中長期保全計画書		LCCO2
			その他調査、検討、計画資料		上記以外にかかる資料及び補足資料等
			石綿含有の有無に関する事前 調査結果報告書		採取場所を明示した各階平面図、定性分析試 験報告書他
			総合評価方式にかかる 課題提案等資料		
		設	計意図伝達書		
			設計意図伝達資料一式		

[※]チェックのあるものを適用する。

Ⅲ付表

表-1 成果物(解体 実施設計)

(5)建築総合

		(築総合 成果物	縮尺	摘要
		実施設計書		
		■ 図面目録		
		■ 特記仕様書		(県様式使用)
		□ 施工区分表		建築、電気、機械の施工区分の明記
		■ 敷地案内図	1/2,500	地域、地区を記入
		■ 配置図	1/200,1/300	敷地狭小の時1/100、広大な時別途指示
		□ 求積図	1/200	算式、集計表、各階床面積、建築面積、 建築基準法、公営住宅法(様式は別途指示)
		□ 仕上表		仕上区分を明確にする
		■ 平面図(各階)	1/200,1/300	
		■ 立面図	1/200, 1/300	4面共
		■ 断面図	1/200, 1/300	2面以上
		□ 基礎伏図	1/50,1/100	断面図、詳細図含む
		□ 杭伏図	1/50,1/100	断面図、詳細図含む
		□ 床伏図	1/50,1/100	各階
		□ 天井伏図	1/50、1/100	各階、設備開口位置記入
建築	_	□ 屋根伏図	1/100	
*	般業	□ 平面詳細図	1/20, 1/50	
総合		□ 展開図	1/30、1/50	特に不要と認められる場合以外は、各室各面、 階数等の異なる場合その各々について
\sim		□ 矩計詳細図	1/20, 1/30	立面、階数等の異なる場合その各々について
	務	□ 階段詳細図	1/20,1/30	各階段共
		□ 各部詳細図	1/20,1/30	各部必要のある箇所
		□ 建具キープラン	適宜	
		□ 建具表	1/30,1/50	記号、寸法、材質、仕上ガラス、その他記入
		■ 解体撤去リスト		外構、増築物、電気、給排水、ガス、植栽、電柱、外灯、そ の他
		■ 屋外施設設計図		各部配置排水等(配置図との兼用も可)施工区分明記
		■ 外構図	1/200, 1/300	工作物、埋設配管、植栽、電柱、外灯、その他
		■ 外構詳細図	1/20, 1/50	"
		■ その他詳細図	1/20,1/30	新旧取合せ箇所等、屋外工事等
		■ 現況調査書		団地周辺(内、外)現況調査、進入路、仮設計画、数量、アスペスト調査、その他調査資料
		■ 打合せ議事録	A4版	
		□ 技術資料		
		□ 設計方針書	A4版	工種ごと
		□ 工事費内訳明細書	電子データ	
		□ 積算数量算出書	A4版	
		□ 見積書(見積比較表含む)	A4版	3者見積を原則とし、項目(材料費、労務費、運搬費、消耗 材料費、諸経費(元請け諸経費は含まない))の別を明示 した上で収集すること。
	追			
	加	□ 特別調査報告書		
建築	業	□ 石綿含有の有無に関する事 前調査結果報告書		 採取場所を明示した各階平面図、定性分析試験報告書他
総	務	□ ダイオキシン調査報告書		 分析調査資料添付
合	135			// //
$\overline{}$		□ PCB調査報告書		
		□ 敷地測量報告書		
		■ その他調査、検討、計画資料		上記以外の追加業務にかかる資料及び補足資料等
		□ 総合評価方式にかかる 課題提案等資料		
		設計意図伝達所		
		□ 設計意図伝達資料一式		建築構造、設備設計(一括の場合)を含む。

Ⅲ 付 表

表一1 成果物(解体 実施設計)

(6)電気設備(建築工事と一括発注の場合、重複図面は除く。)

		成果物	縮尺	摘要
		□ 図面目録		
		■ 特記仕様書		県指定(電気・昇降機・電波障害防除)
		□ 施工区分表		
		□ 敷地案内図	適宜	
		 □ 配置図	1/200、1/300	
			適宜	幹線及び盤間
		□ 各結線図	適宜	単線結線図、展開結線図(制御系統)
	_	□ 受変電操作盤関係図	1/10~1/50	主要機器配置図姿図、盤面配置ピット図等
	般	□ 各幹線平面図	1/50、1/100	電灯、動力、弱電、その他
	加文	■ 各電灯・コンセント平面詳細図	1/10~1/50	配線、配管、配置、その他施工仕様
	業	■ 照明器具姿図	1/2~1/10	特記させるものに限る
	務	□ 各弱電平面図	1/50、1/100	火報、放送、電話、インターホン、共聴、防災その他
	333	□ 各弱電系統図	適宜	同上
		■ 屋外付帯設備関係図	1/10~1/200	配管配線、配置、架線、装柱、布設ピット、マンホール
電気		■ その他設備関係図	適宜	自家発、避雷、構内交換、電気時計、中央監 視、防犯、昇降機、搬送機、迂回工事、仮設工
設		□ 各種計算書		照度、幹線、変圧器その他
備		□ 設計計算書		受変電、弱電、防災、幹線その他
		□ 実施設計チェックリスト		
		■ 打合せ議事録	A4版	関係部署、官公庁及び建築、機械との取合い
		□ 計画通知関連図書		資料作成·届出
		□ 工事費内訳明細書	電子データ	営繕積算システムRIBC2((一財)建築コスト管理システム研究所)による
		□ 積算数量算出書	A4版	
	追	□見積書	A4版	3者見積を原則とし、項目(材料費、労務費、運搬費、消耗材料費、諸経費(元請け諸経費は含まない))の別を明示した上で収集すること。
	加	□ 概略工事工程表		
	業	□ 省エネ法関係計画書		資料作成・届出(届出書等添付)
	₹ <i>k</i> 7	□ 各種条例等届出書		資料作成·届出(届出書等添付)
	務	□ 電波障害調査報告書		測定点 3点
		□ 中長期保全計画書		LGCO ₂
		□ その他調査、検討、計画資	*1	上記以外にかかる資料及び補足資料等
		□ 石綿含有の有無に関する事 前調査結果報告書		採取場所を明示した各階平面図、定性分析試 験報告書他
		□ 総合評価方式にかかる 課題提案等資料		
		□ 設計意図伝達資料一式		

[※]チェックのあるものを適用する。

Ⅲ付表

表一1 成果物(解体 実施設計)

(7)機械設備(建築工事と一括発注の場合、重複図面は除く。)

_	[]	ミ施設計書 コ 図面目録		
_	ļ	□ 図面目録		
_	<u> -</u>			
_		■ 特記仕様書		県指定(空調・給排水衛生ガス・浄化槽)
_		」施工区分表		
_		〕 敷地案内図	適宜	
-		〕 配置図	1/200、1/300	
	_ ī	■ 系統図	適宜	
l I		■ 機器一覧表	適宜	
船	段 ▮	■ 平面図、立面図、断面図	1/100、1/200	各種配管、ダクト、自動制御その他
業	¥ [口 詳細図	1/10~1/50	機械室、便所、各機器廻り複線その他
 	_次 [■ 屋外付帯設備関係図	1/10~1/200	配管、配置、布設ピット、マンホール
13	³⁵ [■ その他設備関係図	適宜	排煙、厨房機器、ガス、屎尿浄化槽、さく井、特殊、迂回工事、仮設工事その他
		」各種計算書		給水、消火、空調負荷、換気、受水槽その他
		」 設計計画書		給排水、給湯、揚水、消火、熱源、冷温水、ダクトその他
機		□ 実施設計チェックリスト		
械		□ 打合せ議事録	A4版	関係部署、官公庁及び建築、電気との取合い
設] 計画通知関連図書		資料作成•届出
		工事費内訳明細書	電子データ	営繕積算システムRIBC2((一財)建築コスト管理システム研究所)による
		〕 積算数量算出書	A4版	
		〕見積書	A4版	3者見積を原則とし、項目(材料費、労務費、 運搬費、消耗材料費、諸経費(元請け諸経費 は含まない))の別を明示した上で収集するこ
道	鱼厂] 概略工事工程表		
 ₁₁	,, [コ 省エネ法関係計画書		資料作成•届出(届出書等添付)
		3 各種条例等届出書		資料作成•届出(届出書等添付)
業	集 [] 中長期保全計画書		LCCO ₂
	务 [コ その他調査、検討、計画資料		上記以外にかかる資料及び補足資料等
	ַ	□ 石綿含有の有無に関する事前 調査結果報告書		採取場所を明示した各階平面図、定性分析試 験報告書他
		□ 総合評価方式にかかる課題提案等資料		
	討	设計意図伝達書		
] 設計意図伝達資料一式		

※チェックのあるものを適用する。

表-2 (1)提出部数(実施設計(解体以外))

名 称	摘要	部 数	備考
■ 設計図面	□ 原図(A1白焼き、図面ケースに収納)	1部	工区毎
	■ 第2縮小原図(A3白焼き、図面ケースに収納)	1部	工区毎
	■ CAD(JWW)データ及びPDFファイル	1部	CD-R%4
	■ 二つ折り製本(白焼き、A3)	4部	
□ 積算数量算出書、集計表	■ A4サイズファイル綴	1部	<u></u> *1
□ 恨异数里异山音、未引衣 	■ PDFファイル	1部	CD-R
□ 工事費内訳明細書	□ (刊行物比較表、見積書(3者)及び比較表共)	1部	※ 1
(金額入、金額抜き)	A4サイズファイル綴	1 🗇	%
	□ PDFファイル	1部	CD-R
	□ 営繕積算システム(RIBC2)データ	1部	CD-R
■ 実施設計書	■ A4サイズファイル綴	一式	
■ 構造計算書	■ A4サイズファイル綴	1部	
■ 構造計算概要書	■ A4サイズファイル綴	1部	
■ 計画通知書等	■ 手続共(浄化槽設置届含む)		 *2
	■ A4サイズファイル綴	一式	X Z
■ 設計住宅性能評価書等	■ 手続共 A4サイズファイル綴	一式	% 3
■ 関係法令適合チェックリスト	■ A4サイズファイル綴	1部	
■ 各種計算書	■ A4サイズファイル綴	1部	
■ 打合せ議事録	■ A4サイズファイル綴	1部	
■ 各技術資料	■ A4サイズファイル綴	1部	
■ 開発関係資料	■ A4サイズファイル綴	一式	
■ 省エネ関連資料	■ 手続共 A4サイズファイル綴	一式	
■ バリアフリー関連資料	■ 手続共 A4サイズファイル綴	一式	
■ 景観関連資料	■ 手続共 A4サイズファイル綴	一式	
□ CASBEE評価関係資料	□ A4サイズファイル綴	一式	
□ 防衛省関係資料	□ A4サイズファイル綴	一式	
□ 補助申請等関係資料	□ A4サイズファイル綴	一式	
□ 測量関係資料	□ A4サイズファイル綴	一式	
■ 各種調査関係資料	■ A4サイズファイル綴	1部	
■ 設計方針書	■ A4サイズファイル綴	1部	
□ 設計意図伝達に係る資料	□ A4サイズファイル綴	一式	

- ※1 同一ファイルにまとめて提出すること
- ※2 「確認済証」等とともに、様式、図書等を一式公社に提出すること
- ※3 「評価書」等とともに、様式、図書等を一式公社に提出すること
- ※4 住戸間取り図についてもCAD(JWW)データ及びPDFファイルを提出すること。

表-2 (2)提出部数(解体 実施設計)

名 称	夫他改訂// 描 要	部 数	
■ 設計図面	□ 原図(白焼き、A1、図面ケースに収納)	1部	Min - 3
	■ CAD(JWW)データ及びPDFファイル	1部	CD-R
	■ 縮小原稿(白焼き, A3, 図面ケースに収納)	1部	
	■ 二つ折り製本(白焼き、A3)	3部	
	□ A4サイズファイル綴	1部	<u>*</u> 1
□ 積算数量算出書、集計表	□ PDFファイル	1部	CD-R
	□ (刊行物比較表、見積書(3者)及び比較表共)		
(金額入、金額抜き)	A4サイズファイル綴	1部	※ 1
	□ PDFファイル	1部	CD-R
	□ 営繕積算システム(RIBC2)データ	1部	CD-R
■ 実施設計書	■ A4サイズファイル綴	一式	
□ 構造計算書	□ A4サイズファイル綴	1部	
□ 計画通知書等	□ 手続共(浄化槽設置届含む)		
	A4サイズファイル綴	一式	% 2
	□ 手続共 A4サイズファイル綴	一式	* 3
	□ A4サイズファイル綴	1部	
	□ A4サイズファイル綴	1部	
□ 各技術資料	□ A4サイズファイル綴	1部	
□ 開発関係資料	□ A4サイズファイル綴	一式	
	□ 手続共 A4サイズファイル綴	一式	
 □ バリアフリー関連資料	□ A4サイズファイル綴	一式	
 □ 景観関連資料	□ A4サイズファイル綴	一式	
 □ CASBEE評価関係資料	□ A4サイズファイル綴	一式	
□ 防衛省関係資料	□ A4サイズファイル綴	一式	
□ 補助申請等関係資料	□ A4サイズファイル綴	一式	
□ 測量関係資料	□ A4サイズファイル綴	一式	
□ 各種調査関係資料	□ A4サイズファイル綴	1部	
□設計方針書	□ A4サイズファイル綴	1部	
□ 設計意図伝達に係る資料		一式	

^{※1} 同一ファイルにまとめて提出すること

^{※2 「}確認済証」等とともに、様式、図書等を一式公社に提出すること

^{※3 「}評価書」等とともに、様式、図書等を一式公社に提出すること

令和7年4月改定

福岡県住宅供給公社 建設事業部 建設計画課

現場説明書

1. 工事名称等

(仮称) 上長尾住宅建替事業設計・施工一括提案

2. 適用事項

- 2.1 適用
- 2.1.1 現場説明会

現場説明会を 行わない。

2.1.2 工事説明会

近隣への工事説明会を 行う。

2.1.3 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 (建設リサイケル法) の対象となる工事に **該当する**。

2.2 測定、試験等

2.2.1 揮発性有機化合物 の室内濃度測定 室内空気中化学物質の濃度測定を行う。 (別紙「測定要領」参照)

 ホルムアルデヒド測定
 検体数
 3 ヶ所

 ホルムアルデヒド以外のVOC測定
 検体数
 3 ヶ所

測定対象室 1LDK(3室)、2LDK(3室)

※測定位置、方法については、測定前に公社担当者に確認のこ

2. 2. 2 レディーミクストコンクリート の単位水量測定 レディーミクストコンクリートの単位水量の測定を **行う**。 <新築工事で延床面積1,500㎡以上の建物に適用>

3. 説明事項

3.1 一般事項

3.1.1 現場代理人及び 主任技術者等 受注者は次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置しなければならない。ただし、別紙「災害に伴う現場代理人の兼務における特例措置について」に規定する特例措置の対象となる者については、この限りではない。

- ① 現場代理人
 - 以下の条件を全て満たす場合に現場代理人の兼務を認める。
 - (1) 兼務工事件数は2件までとし、工事現場の相互の間隔が路程で10km程度の近接した場所であること。
 - (2) 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと公社が認めるものであること。
 - (3) 公社担当者と常に携帯電話等で連絡をとれること。
 - (4) 担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、原則一日一回以上、担当工事現場を巡回し、現場の安全管理等に当たること。
 - (5) 一方の現場を離れるときに連絡責任者を指名しておくこと。
- ②(A) [専任] の主任技術者((B)以外の時) 請負代金の額が4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上)の 工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認 められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、 工事現場の相互の間隔が路程で10km程度の近接した場所において、 同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は2箇所まで建設工 事を管理することができる。
 - (B) [監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する 専任] の監理技術者(下請契約の請負代金の額が5,000万円以上 (建築一式工事の場合は8,000万円以上)) なお、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監 理技術者(特例監理技術者)の配置については、一般競争入札 は当該工事公告及び入札説明書による。指名競争入札は、全て の工事において認める。

ただし、(A)、(B)について、以下の期間は工事現場への専任期間から除くことができる。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間をいう。なお、現場施工に着手する日は、請負契約の締結後、公社担当者との打合せにおいて定める。)
- (2) 自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間(検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。また、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しないこととする。)
- ③ 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 3.1.2 工期

工期は4週8休で設定しており、手直し完了検査日を含むものとする。

工事物件の引渡し時期については、工事請負契約書第31条第2項による検査に合格した後、打合せのうえ、鍵の引渡しと同時に行うものとする。

- 3.2 工事に係る各種提出、届出に関する事項
- 3.2.1 建設業退職金共済 に係る書類の提出

契約後、1ヶ月以内に掛金収納書を提出すること。

3.2.2 下請負人の県内 優先活用 受注者は、下請契約の相手方を県内中小企業から選定するよう努めな ければならない。

また、下請契約の相手方を県外業者(県内に本店を有する業者以外の 業者)とする場合は、公社担当者の確認を受けた上で「選定理由書」 を公社へ提出すること。

3.2.3 工事実績情報の登 録 受注者は工事請負額が500万円以上の工事について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に工事実績情報サービス(CORINS)に基づき「建設情報実績」を作成し、公社担当者の確認を受け、その後に(一財)日本建設情報総合センターに提出しなければならない。また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを公社に提出すること。

問い合わせ先

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルII 6F (一財)日本建設情報総合センター九州地方センター

TEL 092-411-3664

FAX 092-411-3486

3.2.4 許可申請・届出

各種由請 届出については下表を参考とすること。

許可申請・届出等	提出先	提出者
・建築物除却届	各県土整備事務所 又は特定行政庁	受注者
• 電灯、電力撤去申込	電力会社	公社(受注者代行)
• 自家用電気廃止申込	電力会社	公社(受注者代行)
• 電話機撤去申込書	電話会社	公社(受注者代行)
・水道使用中止届	水道局	公社(受注者代行)
・ガス装置撤去申込	ガス会社	公社(受注者代行)
• 危険物貯蔵所廃止届	消防署	公社(受注者代行)
• 危険物仮貯蔵仮取扱届	消防署	受注者
・圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱届	消防署	受注者
• 浄化槽廃止届	保健所	公社(受注者代行)
• 道路占用許可申請	道路管理者	受注者
• 特殊車両通行許可申請	道路管理者	受注者
• 道路使用許可申請	警察署	受注者
• 通行禁止道路通行許可申請	警察署	受注者
• 特定建設作業実施届	市町村(公害係)	受注者
労働基準法に関する各種届出	労働基準監督署	受注者
労働安全衛生法に関する各種届	労働基準監督署	受注者
・給水の開栓に関する届	市町村(水道部局)	受注者

法の手続き

3.2.5 住宅瑕疵担保履行 受注者は、『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律』 (平成19年法律第66号)に基づき、保険への加入又は保証金の供託 を行うものとする。

> なお、保険加入の場合は、工事着工前に保険法人へ申し込むものとす る。(分離発注の場合の保険加入について)

保険加入義務者は、「構造耐力上主要な部分と雨水の侵入防止部分」 を施工する業者(設備業者を含む)となる。

保険加入に当たり、連名で保険に加入し、保険契約者の中から幹事業 者を選定する。

幹事業者は、①保険契約の申し込み手続き②保険料の支払い③現場検 査の日程調整等④保険契約締結後に事故が発生した場合の保険請求手 続きを行う。

幹事業者は各工区の建築受注者とする。(保険に要する費用は、他工 事分も建築工事の請負金額に含んで発注している。(事業者登録料(設 備分含む)・中間検査料含む))

※地中貫通部分については、「雨水の侵入防止部分の施工箇所」に は該当しないものとする。

3.3 工事現場における掲示

3.3.1 工事用表示板の掲 示

工事現場の外部に面した位置に公社担当者の承諾を得て、別に定める 仕様の看板を掲示すること。

3.3.2 建設業許可に関す る掲示

公衆の見やすい場所に「建設業許可を受けたことを示す標識」を掲示 すること。

3.3.3 建設業退職金共済 に係る掲示

工事現場内の見やすい所に、「建設業退職金共済制度適用事業主工事 現場」の標識シールを掲示すること。

3.3.4 労災保険関係成立 表の掲示

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条による労災保 険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示すること。

3.3.5 施工体制台帳の作成、提出等

建設業法第24条の8及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条により、下請契約を行う全ての工事で施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写し(一次以下の下請契約請負金額を明示した請負契約書等を添付したもの)を監督員に提出すること。なお、再下請負契約がある場合は、再下請負通知書を同様に提出すること。

また、施工体制台帳及び再下請負通知書の写しを契約手続後の早い時期に、そしてそれぞれの最終版を精算払申請時に公社へ提出すること。

3.3.6 施工体系図の作成、提出、掲示

受注者は、下請負契約(一次及び二次下請以降すべての下請負契約を含む。)を締結したときは、金額、工種の如何に関わらず、施工体系図を作成し、遅滞なく施工体系図>を公社担当者に提出するとともに、〈掲示用〉を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げること。

なお、施工体系図の内容に変更が生じた場合は、その都度変更作成の 上、遅滞なく監督員へ提出するとともに、掲示するものとする。 また、施工体系図の写しを契約手続後の早い時期に、そして最終版を 精算払申請時に公社へ提出すること。

- 3.3.7 再生資源利用(促 進)計画書の掲示
- 3.7.1を参照
- 3.3.8 石綿除去工事に係る掲示
- 3.7.3を参照

3.4 工事関連資料の作成に関する事項

3.4.1 仮設計画書、総合 図の提出、承諾 工事に必要な仮設施設(監督員事務所・現場員事務所・現場倉庫・労務員休憩所・現場工作所・仮設便所・仮囲い・建設副産物の分別置き場・工事用進入経路等)の位置規模等を表記した仮設計画書を提出し、公社担当者の承諾を得ること。

また、各工事の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、公社担当者の承諾を受けること。

総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など全て盛り込んだ図面として、それらの接点の細部調整を行うこと。総合図の作成に際しての調整は建築工事の受注者が行い、設備工事・その他の受注者は協力を行うこと。

3.4.2 工事写真について

- ① 本工事の工事写真については、特記仕様書によるほか、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)(国土交通省)」(以下「撮影要領」という。)による。
- ② デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受注者及び発注者双方の業務効率化を目的に、被 写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真 の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん 防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を 得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)と することができる。

対象工事では、以下の(1)から(3)の全てを実施することとする。

(1) 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」という。)については、撮影要領「3. (3) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用していること。(https://www.cryptrec.go.jp/list.html)また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を使用機器の事例として参照のこと。

(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

- (2) デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 受注者は、(1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、 被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情 報の電子的記入を行う項目は、撮影要領「3. (3)撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響によ り、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定す るものではない。
- (3) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、(2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下「小黒板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督員へ納品するもの とする。

なお、納品時に、受注者はチェックシステム(信憑性チェックツール)(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。また、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

3.4.3 免許証等の確認 労働安全衛生法に基づく免許証等について、施工計画書等へ写しを添付 する際、併せて原本も提示し監督員の承諾を得ること。

3.5 工事中の災害防止、安全管理、環境への配慮、補償等に関する事項

3.5.1 工事中の災害防止 施工期間中は、建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等に定め について るところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱に従うととも に、建築工事安全施工技術指針を参考に常に工事の安全に留意して現 場管理を行い、工事に伴う災害、事故等の防止に努めること。 3.5.2 現場内の交通安全 対策等について

工事現場及びその周辺においては、一般者の安全に十分な対策を講じること。

また、工事車両については、その進入・退出の時間について、近隣住 民に十分説明を行うほか、動線が交差する箇所における最徐行運転、 公道の出入口部分における一般通行者に対する安全対策及び清掃に十 分配慮すること。工事関係者(下請・納入業者等)に対しても、交通 安全対策を徹底させること。

3.5.3 騒音、粉塵等の対 策 工事の施工 (解体工事を含む) に伴って発生する騒音、振動、塵埃等については、着手前に関係官庁の指導と許可を受けること。

また、住民の環境を損なうことのないよう十分注意するとともに、エ 事工程等を公社担当者と十分協議し生活に支障がないよう注意すること。

解体に伴う粉塵の飛散防止のため、高圧ジェットポンプ等により十分な散水をおこなうこと。

3.5.4 有機溶剤の適正保 管 青少年非行防止の観点等から、シンナー等の有機溶剤の保管を厳重に 行い盗難防止に努めること。

3.5.5 生物多様性への配慮

計画地周辺の動植物への配慮、希少種などの生息・生育環境への影響の回避・低減、郷土種・在来種を活用した緑化など、「福岡県生物多様性戦略」を確認し、生物多様性の保全に配慮した工事に努めること。

※ 福岡県ホームページ参照

(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/2/18/69/)

3.5.6 環境への配慮

排出ガス対策型、低騒音型建設機械を調達すること。

3.5.7 既存施設の破損防 止、復旧 着工前に公社担当者の立会いの上、写真等により周辺状況(周辺の家屋、工作物及び道路)及び現状を把握し、既存建築の被害及び道路等の破損防止に努めること。万が一、周辺の家屋及び道路等に被害を与えた場合は、業者の負担により、速やかに原形復旧すること。また、隣地境界は公社担当者と協議し、縄張り及び配筋完了時等、工事進捗上重要な段階においては必ず公社担当者の立ち会いを求めること。

3.5.8 建設工事中の 火災保険等 工事請負契約書第58条第1項に基づく火災保険等は、次のとおりとする。

保険の種類 ^{※1※2}	保険契約の始期	保険契約の終期 ^{※3}	保険の対象金額 ^{※4}	
 火災保険	工事着手の日から	工事請負契約書第31条に	請負金額	
人类体质	工事相」の口がら	規定する引渡しの日まで	明英亚战	
保険の対象				
(1) 工事目的物 : 工事出来高見込額相当部分				
(2) 工事材料 : 現場に搬入した材料				
(3) 支給材料	:引渡し済支給材料			
(4) その他	発注者が特に指定した物()			
注)・指定がない限り、既設建物は対象としない				

- ※1 建設工事保険、組立保険等の「個別契約方式」で火災の場合の損害を補償している保険でも可。
- ※2 年間通じて着工される所定の全ての工事を対象とする「包括(総括)契約方式」でも可。
- ※3 工期の変更又は受注者の都合により、引渡し日が保険期間を超える場合は延長すること。
- ※4 支給材料やその他発注者が特に指定した物がある場合は、その額を加算した額を保険金額とする。

3.5.9 法定外の労災保険 の付保 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

3.5.10 現場における熱中 症対策について 一般的な熱中症対策は共通仮設費率及び現場管理費率として当初工事費に費用計上されているが、別途、以下のような熱中症対策を実施する場合の費用計上については、必要な設置期間等を協議の上、対応することとする。

(1) 遮光ネットの設置

3.6 工事の施工に関する事項

3.6.1 敷地測量

工事着手に伴い、現地測量(平面及び高低)を実施し、敷地状況及び 既設建物配置調査を行うこと。なお、高低測量の測点は縦横20m間 隔とし、縄張検査前までに測量図を公社担当者に提出すること。

3.6.2 縄張り

設計図書に基づいて縄張りを行い、公社担当者の承諾を得ること。

3.6.3 足場

足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省令和5年12月)」によるものとし、足場の組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。なお、設置においては、同ガイドライン別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」2(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

3.6.4 文化財その他埋蔵物

工事施工にあたり、文化財その他の埋設物を発見した場合は直ちにその状況を監督員に報告すること。その後の措置については公社担当者 の指示に従うこと。

3.7 建設発生土、建設副産物、石綿等に関する事項

3.7.1 工事に伴う建設副 産物の処理 現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生 する品目ごとに分別し指定された場所へ集積すること。

また、発注工事ごとに現場内に分別保管場所を設置するとともに、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他関係諸法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。

工事に際しては「建設副産物の処理計画」の承諾を得て、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用(促進)計画書等を、提出すること。また、法令等に基づき、工事現場において、再生資源利用(促進)計画書を公衆の見やすい場所に掲示すること。工事竣工時には、建設副産物処理報告書、再生資源利用実施書等を提出すること。さらに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象建設工事の場合は再資源化等報告書を提出すること。

本工事で発生する建設廃棄物のうち、最終処分場等へ搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税されるので適正に 処理すること。

※ 再生資源利用(促進)計画書の様式は国土交通省ホームページ 「再生資源利用〔促進〕計画様式(建設リサイクル報告様式兼用) 現場掲示対応版」を参照のこと。

3.7.2 石綿の処理

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境管理課)」及び「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)(環境省環境再生・資源循環局)」に従って、適正に処理すること。

また、受注者は、契約後速やかに事前調査(大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15第1項及び石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第3条第1項第1号に基づく調査)を行い、その結果について発注者へ書面を交付して説明すること。

なお、事前調査は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿 飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」の「付録 I 事前調査の方法」 に従って行い、「(2)事前調査結果報告書の例」のとおり事前調査 結果報告書を作成すること。設計時に行った分析調査の結果報告書 (調査箇所は発注図参照)は発注者より提供するが、事前調査時に新 たに分析調査が必要な場合は、発注者と協議をすること。 3.7.3 建築物等の解体等

石綿を使用した建築物等の解体等の作業を行うに当たっては、以下の 場合がある。

- ① 所轄労働基準監督署に石綿に関する計画の届出・作業の届出を 行った上で石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策 を講じなければならない場合
- ② 当該届出を行うことなく石綿のばく露防止対策等を講じなければ ならない場合

①の場合、石綿障害予防規則に基づく届出が行われていること及び石 綿のばく露防止対策等の実施内容を関係労働者のみならず周辺住民へ 周知するために作業現場の見やすい場所に掲示すること。 ②の場合、石綿のばく露防止対策等の実施内容を同様に掲示するこ ہ ع

なお、石綿を使用していない建築物等の解体等の作業については、石 綿が使用されていないことを同様に掲示すること。

※ 掲示の例は厚生労働省ホームページ「建築物等の解体作業等にお ける石綿のばく露防止対策等の掲示について」を参照のこと。

3.7.4 重電機器等の処分

PCBの混入の有無が不明の場合、製造業者へ問い合わせる等の方法に より、又は検査機関等による絶縁油のPCB濃度の測定によって、PCB混 入の可能性の有無を確認すること。

PCB廃棄物に該当することが確認された機器は通常の産業廃棄物とし て処分することはできず、廃棄物処理法の保管基準に基づく適正な保 管、PCB特措法に基づく県知事等への届出が必要となる。

※ トップページ > 環境・まちづくり・県土づくり > 廃棄物・リサ イクル 〉産業廃棄物 〉 ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の 適正な処理に向けてを参照のこと。

(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pcb.html)

び建設汚泥処理物 の取扱い

- 3.7.5 建設汚泥の処理及 ① 建設汚泥について適正処理が講じられるよう、「建設工事等から生ず る廃棄物の適正処理について※1」(平成23年3月30日環廃産第 110329004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 長通知)に沿った建設汚泥の適正処理の確保に努めること。なお、建 設汚泥に中間処理を加えた後の物の廃棄物該当性の判断については、 「判断指針※2」を参照すること。
 - ② 建設汚泥処理物であって不要物に該当するものは廃棄物として適正に 処分すること。 また、本県は資源の循環利用及び廃棄物の減量の促進を図ることを目

的に、品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品の 認定を行い、その利用促進を図る制度(福岡県リサイクル製品認定制 度※3)を創設しているため、建設汚泥処理物を利用する場合は、当 該認定を受けた製品の使用に努めること。

※1 環境省ホームページ参照

(https://www.env.go.jp/hourei/11/000101.html)

※2 環境省ホームページ参照

(https://www.env.go.jp/hourei/11/000096.html)

※3 福岡県ホームページ参照

(https://www.recycle-ken.or.jp/nintei/index.html)

- 3.8 建設材料の優先利用等に関する事項
- 3.8.1 木材・木材製品 木材・木材製品については、合法性や持続可能性が証明されたものを 利用すること。
- 3.8.2 福岡県認定リサイ クル製品 (建設資 材)

・ 次の認定製品を使用すること。 (使用製品名: 使用部位:

(使用製品名: 使用部位: (使用製品名: 使用部位:

- 注)使用することができない特段の事由が存在する場合は、「認定 リサイクル製品 不使用理由書」により報告・協議し、公社担 当者の承認を受けること。
- ・ 次の製品の試験的利用等(福岡県認定リサイクル製品(建設資材)利用指針第3条第2項の運用方針による)に努めること。

 (使用製品名:
 使用部位:

 (使用製品名:
 使用部位:

 (使用製品名:
 使用部位:

- 注)使用することができない特段の事由が存在する場合は、「認定 リサイクル製品 不使用理由書」により報告・協議し、公社担 当者の承認を受けること。
- ※福岡県ホームページ

Q 福岡県リサイクル製品認定 **検索**

)

)

福岡県リサイクル製品認定制度

福岡県認定リサイクル製品パンフレット

(https://www.recycle-ken.or.jp/nintei/pdf/pamphlet20251021.pdf)

3.8.3 環境負荷を低減できる材料

「福岡県環境物品等調達方針一覧 I 」 (調達目標100%を掲げて取り組む品目の一覧。)及び「福岡県環境物品等調達方針一覧 II 」 (できる限り判断基準を満たす物品の優先調達に配慮する品目の一覧。)に列挙されている資材の調達については、各一覧に定められた品目及び基準等の考え方に応じた取り組みを行うこと。

最新の福岡県環境物品等調達方針は福岡県ホームページ

(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kankyoubuppin.html)を参照のこと。

3.9 暴力団の排除に関する事項

3.9.1 暴力団等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守 しなければならない。

なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うな ど、厳正に対処する。

- ① 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に書面(様式任意)で報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② 暴力団等から、不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に書面(様式任意)で報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- の警察署に被害届を提出すること。 ③ 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに公社担当者監督員と工程に関する協議を行

3.10 その他事項

- ・仮設計画については公社担当者十分協議を行い、安全計画書を作成し公社担当者の承諾を得ること。また、作業日及び作業時間帯についても公社担当者と協議を行い、工期内で適切な工事工を組むこと。
- ・工事車両用通行時の安全管理の徹底を行うこと。
- ・敷地内は駐車場が不足する場合、敷地外に駐車場を確保すること。
- ・地中に基礎等障害物がある場合は、数量をとりまとめ公社担当者に報告すること。
- ・工事用車両が敷地から出る際は、周辺道路等を汚さぬようにタイヤ等の水洗いを十分に行うこと。
- 工事範囲外の部分に汚損が生じた場合は、原形復旧を行なうこと。
- ・引渡しについては公社担当者の指示に従い、引渡しまでの管理を行うこと。
- ・作業時間は、午前8時から午後5時までを原則とする。
- ・基礎ぐい工事にあたっては、平成28年3月4日付け国住指第4239号「基礎ぐい工事におけける工事監理ガイドラインの策定について」に留意し、支持地盤の確認等適切に業務を実施すること。
- ・現場内への工事車輛の出入り口部分の一般通行者に対する安全対策及び清掃は、十分行とともに、工事関係者(下請・納入業者等)に対しても安全対策を徹底させること。 また、地域住民の安全を確保するため、工事車輌の進入・退出の時間については、地域 住民と協議すること。
- ・工事用出入口及び主要経路には交通誘導員を配置し、安全管理に充分注意すること (別紙参照)
- ・工事用車輛の駐車場は施工者で確保し、近隣に迷惑がかからないよう努めること。
- ・工事用水については最小限の使用に留め、雑用浄水等は再利用するなど節水に努めること。
- ・建築本体工事完成後から引き渡しの間、室内の換気のため窓の開放を適宜行うこと。
- ・建設工事に伴って発生する騒音・振動・塵埃等については、周辺の生活環境を著しく 損なうことのないように注意し、道路清掃に努めること。 なお、騒音規制法に定める特定建設作業又は振動規制法に定める特定建設作業に該当 する作業がある場合には、それぞれの法律に定める「特定建設作業実施届出書」を所 轄市町村長に提出すること。
- ・大型車両通行時は徐行に努め、振動等によって周辺家屋に損害が出ないよう最大限の 注意を払うこと。万一損害が発生した場合は、誠意をもって対応すること。

- ・工事施工にあたり、文化財その他の埋設物を発見した場合は直ちにその状況 を公社担当者に報告すること。その後の措置については公社担当者の指示に従うこと。
- ・近隣の学校の通学時間帯等を避け、安全に配慮するため、資材等の搬出入について は、時間帯を考慮すること。
- ・関係官庁、事業会社等への諸手続きは施工業者が行い、費用は施工業者が負担すること。
 - ①上下水道工事

福岡市と事前に協議を行うこと。また、既存便槽については汲取り後消毒し、解体撤去のこと。

②電力引き込みの撤去 (メーター等含む)

九州電力と事前に打合せの上、同局所有物は撤去依頼をすること。

③電話引き込みの撤去

NTTと事前に打合せの上、同局所有物は撤去依頼をすること。

④ガス管等の撤去(別途工事)

ガス事業者と事前に打合せの上、解体工事に着手すること。

⑤外灯の撤去

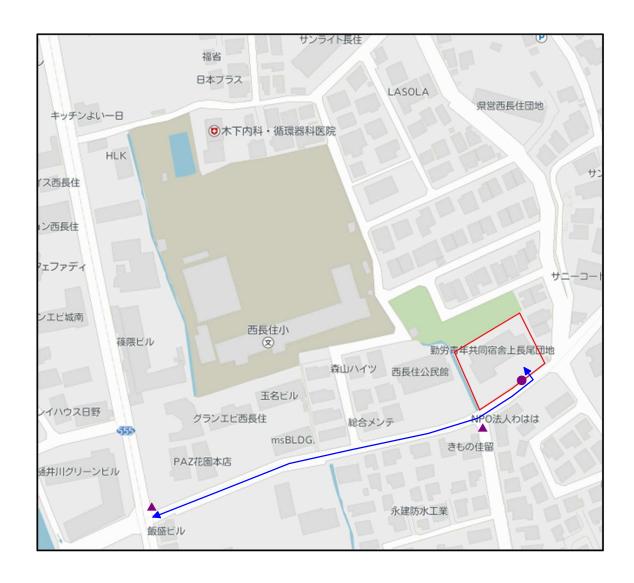
図示による外灯を撤去のこと(公社担当者の指示によること)。

- ・工事敷地周辺には、図示のとおり高さ「2m仮囲い(防音シート)」を行い、工事中の 安全については十分注意を払い、事故等のないように努めること。なお、周辺住民より 苦情等が出た場合には、速やかにこれに対処すること。
- ・解体工事による埃等の発生防止のため、散水を十分行うこと。
- ・解体撤去(基礎、外構を含む)後は、敷地雨水排水に支障のないよう整地、勾配を取る こと。
- ・解体方法について、ブレーカーは使用しないこと。なお、ブレーカー使用が必要な場合 公社担当者と協議すること。
- ・すべての仮囲いが設置し終えるまで、解体工事に着手しないこと。ただし、仮囲いに支障となる付属建物等がある場合は公社担当者と協議すること。撤去範囲については最小限の範囲とし安全管理を徹底すること。
- ・特定家庭用機器撤去については、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)を遵守し「マニフェストシステム」を導入すること。
- 4. **竣工後の調査・報告** 竣工後1年目及び2年目に当該工事範囲(共用部分に限る)に関する経年 変化の状況を調査し、報告すること。
- 5. 指導事項

ダンプ・トラックによる過積載の防止について

- ① 工事用資機材等の積載超過をしないこと。
- ② 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ③ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に損なわないこと。
- ④ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りしないようにすること。
- ⑤ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別 措置法」(以下「法」という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団 体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者を優先して使用すること
- ⑥ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するときは、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者に請け負わせないこと。また、資材を搬入させないこと。
- ⑦ ①から⑥までのことについて下請契約における請負者を指導すること。

工事用出入口及び主要経路(想定)



- ◆ 工事車両の主要経路
 - 交通誘導員(常時)
 - ▲ 交通誘導員 (大型車両通行時)